

## 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書

新型コロナウイルスについては、世界保健機関（WHO）において、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨の宣言が出され、国際的な脅威となっている。我が国においても、既に2桁にのぼる患者が確認されるなど、予断を許さない状況である。

このような中、本県においては、熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、県民への感染予防に関する情報発信や電話相談窓口における相談対応を実施するなど、安全で安心な県民生活を確保するための様々な対策を講じている。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスは、湖北省への滞在歴のない日本人の感染や、ヒトからヒトへの感染、無症状病原体保有者の存在が確認されていることなどから、今後、更に感染が拡大することも想定される。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たり、引き続き地方自治体と十分な連携を図るとともに、下記の対策について検討し、緊急度に応じて順次、早急に具体化していくことを強く要望する。

### 記

#### 1 水際対策の徹底

新型コロナウイルスの感染が新たな局面に入っていることを踏まえ、中国からの航空便及び船便に対する検疫や健康監視（水際対策）の更なる体制強化を図ること。その際、今後の状況の変化に対応し、高リスク地域については、出入国管理及び難民認定法第5条に基づき迅速に対応すること。

#### 2 国内の医療提供体制の整備

患者の増加に備え、入院体制整備のための支援を行うこと。また、医療用マスク、防護服、消毒薬等が不足している状況を踏まえ、その確保を支援すること。

#### 3 ワクチンや治療薬の開発促進等

研究開発予算を柔軟に配分するとともに、国際連携を図り、新型コロナウイルスのワクチンや治療薬の研究開発を果敢に進めること。あわせて、国内におけるワクチンや治療薬の製造体制の強化を図ること。

#### 4 感染予防、迅速かつ的確な情報提供、リスクコミュニケーションの徹底

予防方法（せきエチケット、手洗い等）などの普及を図り、新型コロナウイルスに関する正確な情報を迅速に発信するとともに、コールセンターを拡充するなど国民の個別の不安にも丁寧に対応すること。また、マスクや消毒液の確保に向け、取組みを進めること。

#### 5 観光業等中小企業への支援

キャンセルや旅行控えが懸念される観光業等における風評被害対策に全力を挙げる。また、中小企業への経済的影響を十分に考慮し、日本政策金融公庫等による中小企業向けの緊急の資金繰り対策や令和元年度補正予算で措置された中小企業生産性革命推進事業の活用によるサプライチェーン対策等に機動的に取り組むこと。

#### 6 地方自治体へのタイムリーな情報提供

感染症の国際的な伝播に対応し、国において正確な情報を把握し、地方自治体へのタイムリーな情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年2月10日

熊本県議会議長 井手 順 雄

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
法務大臣	森まさこ様
外務大臣	茂木敏充様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様
経済産業大臣	梶山弘志様
国土交通大臣	赤羽一嘉様
内閣官房長官	菅義偉様